

# 松戸市立六実小学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法第13条により、「学校いじめ防止基本方針」を以下のよう  
に策定する。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- (3) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- (4) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

### 2 児童の責務

- (1) 全ての児童は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての児童は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての児童は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

### 3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

### 4 いじめの定義（法2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

#### (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

##### ア 「いじめ防止等の対策のための組織」の設置

<いじめ・長欠対策委員会>

校長（総括）・教頭（渉外）・教務主任（調整、記録）・生徒指導主任（指導）  
・長欠担当・学年主任（指導）・養護教諭（支援）

※事案により特別支援コーディネーター・道徳推進教師等を加えて編成する。

##### イ 組織の役割

(ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・修正の中核としての役割

(イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割

(ウ) いじめの疑い等に関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(エ) いじめに対する組織的対応の中核としての役割

(オ) いじめ防止に関わる校内研修の企画と実施

##### ウ 会議の開催

(ア) 学期に1回の定例会の開催と月一回の月例会（生徒指導部会）の開催

(イ) いじめ事案が発生した場合は、すみやかに緊急会議を実施

##### エ 組織図

別紙1のとおり

#### (2) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

##### ア 未然防止

(ア) 生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開

a 「できるからやる」「やるからできる」学習の推進

b 教えて考えさせる授業の展開

c 授業づくりのPDCAサイクルの活用

(イ) 道徳教育の充実

a 法やルールの意義や遵守の理解

b 基本的な生活習慣や規範意識、自己肯定感や思いやり等の道徳性の育成

c 主体的に判断し、適正に行動できる人間の育成

d 道徳科の研究推進による教材の工夫、また生命尊重や心の教育の充実

(ウ) 豊かな人間関係づくり

a Q-U調査を活用した「ルール」と「リレーション」のある学級づくり

b Q-U調査の実態研究から学級経営のさらなる向上をめざした指針づくり

c 松戸市版「豊かな人間関係作りプログラム」の活用

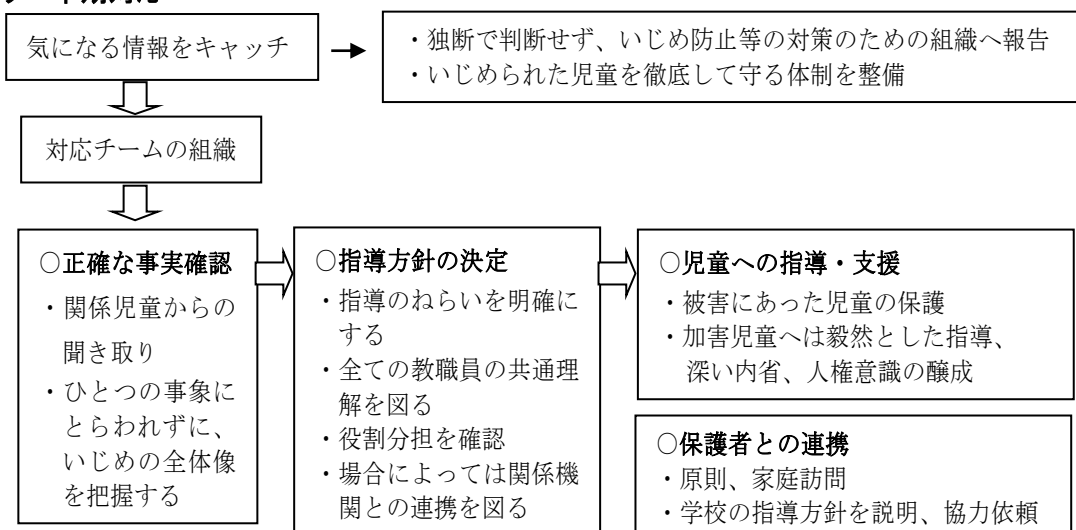
d 異学年集団での活動の充実

- (エ) 規範意識の育成
  - a いじめ防止対策推進法の周知
  - b ネットリーフレットの活用による、ネットいじめ防止の啓発
  - c 生活規律や学習規律の確立（六実小学校みんなの一日の指導）
- (オ) 児童会活動を中心とした自発的活動
  - a 「いじめゼロ集会」に向けた子どもの心を耕す標語大作戦の実施
  - b 児童集会でのいじめ撲滅宣言の実施
  - c いのちを大切に作るキャンペーンの取組
  - d 人権週間の啓発活動への取組
  - e 朝のあいさつ運動の実施
- (カ) 教師の人権意識の向上
  - a いじめ事例研修の実施（夏季休業中）
  - b 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解
  - c 過度の競争意識等が児童のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることとの共通理解

## イ 早期発見

- (ア) 定期的なアンケート調査（Q-U調査）
  - a 「いじめアンケート」の実施（原則、毎月実施）
  - b 「生活アンケート」の実施（7月）
    - ※1月（こどもアンケート）
  - c 保護者対象のいじめアンケート実施（1月）
  - d 4・5・6年生を対象としたQ-U調査を実施（6月・11月）と結果の分析（7月・12月）
- (イ) 教育相談
  - a 「生活アンケート」を活用した教育相談の実施（7月）
  - b 保護者との面談の実施（7月）
  - c 日常の教育相談の充実及び「話す勇氣」をもつ指導の充実
  - d いじめアンケートを受けての事後指導、経過観察
  - e 教育相談日の活用推進と保護者の面談
- (ウ) 児童観察
  - a チェック項目に基づく複数の職員による児童観察の実施と学年会における共通理解（月1回）
  - b 給食の時間や休み時間など授業時間外の児童の人間関係の観察
  - c 担外、7年と担任の情報交換
- (エ) 相談窓口の周知
  - a 学校の相談窓口担当者〔教頭〕 電話番号（387-9391）
  - b いじめ相談専用ダイヤルカードの配付
  - c 児童の相談窓口〔養護教諭、教育相談担当〕

## ウ 早期対応



### (ア) 対応チームの発足

- a 「いじめ防止等の対策のための組織」を中心とした対応チームの発足
- b 対応チームのメンバーは、適切な対応ができるように柔軟に構成

### (イ) 正確な事実確認

- a ひとつの事象にとらわれない、いじめの全体像の把握
- b 複数名での聞き取りの実施
- c いじめた児童が、いじめられた児童や通報者に圧力をかけることのないような配慮

### (ウ) 指導方針の決定

- a 指導のねらいの明確化
- b 全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認
- c 内容応じた関係機関（警察、児童相談所等）と連携

### (エ) いじめられた児童への支援

- a 徹底して守り抜くことの本人・保護者への伝達
- b 対応についての説明と不安な点の聞き取りに対する対応策の提示
- c 表面的に解決したと判断をせず、支援を継続

### (オ) いじめた児童への指導

- a いじめを行った背景の理解と行った行為に対する毅然とした指導
- b 自分はどうすべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる指導
- c 保護者に対する事実と対応・取組の説明
- d 学校による指導で改善が見られない場合懲戒や出席停止等適切な措置

### (カ) 観衆・傍観者への指導

- a いじめは学級や学年集団全体の問題としての対応
- b いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢の児童への周知
- c 人権意識の醸成

## エ 継続支援

- (ア) チームによる見守り
  - a いじめられた児童に安心感を与え、心のケアを考慮した見守り
  - b 教職員がシフトを組んだ、隙のない体制での見守り
- (イ) 定期的な個人面談
  - a いじめ解決後、継続した見守りを3ヶ月実施し、定期的に個人面談にてその後の状況を把握。
  - b スクールカウンセラーを活用した面談の実施
  - c スクールソーシャルワーカー（SSWer）を活用した面談の実施
- (ウ) 家庭への定期連絡
  - a 児童との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等の家庭への連絡
  - b 家庭での様子等の聞き取りと、寄り添う姿勢を伝達
- (エ) 進級、進学にともなう引き継ぎ
  - a 情報共有を基本とした、児童間の人間関係等の引き継ぎの確実な実施
  - b 小学校から中学校への進学に際しての綿密な伝達

## オ 家庭、地域等との連携

- (ア) 家庭との連携
  - a 学校基本方針等についての保護者への周知と理解の獲得
  - b 日常からの情報共有しやすい関係の構築
  - c いじめがあった場合の子どもの変化の特徴の保護者への提示
  - d すみやかな学校への相談の重要性の啓発
- (イ) P T Aや地域との連携
  - a 学校基本方針等についての地域への周知と理解の獲得
  - b 情報が入りやすいような日常からの連携
  - c いじめ問題に関してP T Aとの協議する機会の設定

## カ 関係機関との連携

- (ア) 教育委員会との連携
  - a 問題解決に向けた指導助言等必要な支援
  - b 相談電話が入った場合等の情報提供
  - c いじめの状況について報告と情報の共有
  - d 出席停止措置についての協議
- (イ) 子ども家庭相談課、松戸市少年センターとの連携
  - a 問題解決に向けた指導助言等必要な支援
  - b 相談電話が入った場合等の情報提供
  - c 生活環境に問題がある場合の情報提供と民生児童委員との連携も含めた、生活環境の改善のための支援

(ウ) 警察との連携

- a いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関する早期の所轄の警察署や東葛少年センターへの相談と連携
- b 所轄の警察署との連携を図るための定期的な、または必要に応じての相互協力体制の整備

<関係機関一覧> ※事案によっては、下記関係機関以外との連携もある

関係機関名	連絡先電話番号
松戸市教育委員会児童生徒課	047-366-7461
松戸市こども家庭センター	047-366-4052
松戸市少年センター	047-384-7867
松戸東警察署	047-349-0110
東葛少年センター	04-7366-1111

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

- a 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- b 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- c 児童や保護者からいじめられて重大な被害が生じた申し出があった場合

### (2) 重大事態（重大事案）の対処

- a 重大事態が発生した旨の教育委員会指導課へ速やかな報告と対応の協議
- b 当該事案に対処する組織の設置
- c 組織を中心とした事実関係を明確にするための調査の実施
- d 調査結果について、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報の適切な提供
- e 調査結果を教育委員会指導課への報告

## 3 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

### (1) 学校いじめ防止基本方針について

- a いじめの防止等の対策のための組織を中心とした、全教職員及び保護者・地域住民・関係機関参画を得ながら基本方針の点検や見直しの実施
- b 学校だより・学校ホームページでの公表
- c 学校の実態に応じた学校いじめ基本方針の改定および検討（生徒指導部）  
→学校全体で共有
- d 児童や保護者及び地域・関係機関に対し、学校いじめ防止基本方針について説明する。

### (2) いじめについての取組について

- a 学校評価におけるいじめ防止に関する取組についての児童・教職員・保護者による評価の実施
- b 評価結果の分析に基づいた取組の改善
- c 評価結果の公表、児童・保護者・地域への周知

【別紙1】組織図

